

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 菅野 ひろのり

- 1 日時
令和4年10月13日（木曜日）
午前10時0分開会、午前11時51分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
菅野ひろのり委員長、高橋穂至副委員長、関根敏伸委員、名須川晋委員、
城内よしひこ委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
糠森担当書記、及川担当書記、藤原併任書記、柳原併任書記、金野併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部
千葉総務部長、村上副部長兼総務室長、加藤参事兼人事課総括課長、
山田財政課総括課長、今野税務課総括課長、和田管財課総括課長、
小笠原総務事務センター所長
 - (2) 復興防災部
佐藤復興防災部長、大畑副部長兼復興危機管理室長、工藤副部長、
高橋企画課長、田端消防安全課総括課長、多賀県民安全課長
 - (3) ふるさと振興部
熊谷ふるさと振興部長、小國地域振興室長、渡辺交通政策室長、
藤原科学・情報政策室長、大越企画課長、大森市町村課総括課長、
米内学事振興課総括課長、高井地域企画監、山田交通課長、
木村デジタル推進課長
 - (4) 人事委員会事務局
菊池人事委員会事務局長、藤村職員課総括課長
 - (5) 警察本部
長谷川警務部長、吉田参事官兼警務課長、高橋監察課長
 - (6) 議会事務局
安藤議会事務局次長、米澤総務課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2項 企画費

第3項 徴税費

第4項 地域振興費

第6項 復興防災費

第7項 統計調査費

第9款 警察費

第2条第2表中

1 追加中 1

第3条

イ 議案第22号 公共施設等適正管理推進基金条例

ウ 議案第13号 岩手県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

エ 議案第14号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

オ 議案第15号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

カ 議案第21号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

キ 議案第16号 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例

ク 議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

ケ 議案第18号 一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

コ 議案第19号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

サ 議案第20号 職員の高齢者部分休業に関する条例

シ 議案第26号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

ス 議案第27号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

セ 議案第36号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

受理番号第78号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願

9 議事の内容

○菅野ひろのり委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費、第1項総務管理費、第2項企画費、第3項徴税费、第4項地域振興費、第6項復興防災費、第7項統計調査費、第9款警察費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中1、第3条地方債の補正及び議案第22号公共施設等適正管理推進基金条例、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山田財政課総括課長 議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第4号）につきましては、私から御説明させていただきます。その後、議案第22号公共施設等適正管理推進基金条例につきましては、和田管財課総括課長から御説明させていただきます。

議案第1号につきましてはですが、今回の補正予算は新型コロナウイルス感染症対策の強化に加え、子育て世帯への追加支援を初めとする原油価格・物価高騰等対策など、早急に対応が必要となる予算を計上しております。

また、令和4年8月の大雨被害に対応した河川等の復旧に要する経費や公共施設等の適正管理に必要な安定的な財源を確保するため、公共施設等適正管理推進基金を創設し、その積み立てに要する経費を計上しております。

議案（その1）の1ページをお開き願います。まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ267億6,124万7,000円を追加し、補正後現計を8,293億4,160万7,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから6ページの第1表のとおりでございますが、こちらにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明いたします。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、当委員会所管に係るものは7ページの第2表債務負担行為補正、1追加のうち、1県庁舎管理費に係る耐震診断調査等業務の1件でございますが、令和5年度までの総額を1,400万円と設定しようとするものでございます。

続きまして、9 ページ、第3条地方債補正につきましては、表中のとおり、林道事業など12件について起債限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出の予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。5款地方交付税につきましては、復旧復興事業の歳出に連動して震災復興特別交付税を補正するもので、1,263万8,000円の減額でございます。

次に、4ページ、5ページ、7款分担金及び負担金につきましては、各種事業の補正に伴うものでございまして、1項分担金につきましては356万3,000円の減額でございます。5ページ、2項負担金につきましては752万5,000円の減額でございます。

次に、6ページの8款使用料及び手数料につきましては、行政財産使用料等を補正するものでございまして、424万8,000円の増額でございます。

次に、7ページ、9款国庫支出金のうち1項国庫負担金につきましては、河川等災害復旧事業等の補正に伴い33億412万6,000円の増額でございます。

次に、8ページから12ページ、2項国庫補助金につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症対応の強化や原油価格・物価高騰等への対策に必要となる財源の補正等に伴うものでございまして、その計は12ページでございますけれども、45億3,654万5,000円の増額となっております。

次に、13ページの3項委託金につきましては、統計調査等受託事業の補正に伴い141万6,000円の減額でございます。

次に、14ページの10款財産収入のうち1項財産運用収入につきましては、ふるさと・水と土保全基金の運用益の増収を見込むものでございまして、114万3,000円の増額でございます。

次に、15ページ、2項財産売却収入につきましては、家畜の売却収入の増収を見込むもので、2,103万2,000円の増額でございます。

次に、16ページ、11款寄附金につきましては、いわての学び希望基金への寄附金を1,973万8,000円増額するものでございます。

次に、17ページ、12款繰入金のうち1項特別会計繰入金につきましては、県有林事業特別会計等からの繰入金の補正でございまして、338万2,000円の増額でございます。

次に、18ページ、2項基金繰入金につきましては、公共施設等適正管理推進基金の創設に伴い必要となる財源として、岩手競馬再生推進基金を取り崩すもの等でございまして、66億9,546万9,000円の増額でございます。

次に、19ページの13款繰越金につきましては、令和3年度の決算剰余金の公共施設等適正管理推進基金や財政調整基金への積み立てを初め、決算に伴う所要の整備などを補正するもので、114億854万4,000円の増額でございます。

次に、20ページ、14款諸収入のうち5項受託事業収入につきましては、試験研究に係る収入等の補正でございまして、897万2,000円の増額でございます。

次に、21 ページ、8 項雑入につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る市町村負担金等の補正で、5 億 4,519 万円の増額でございます。

次に、23 ページ、15 款県債につきましては、各種事業の補正や河川等災害復旧事業に充てる県債の補正であり、その計は 24 ページになりますけれども、2 億 3,800 万円の増額でございます。

以上、御説明申し上げましたとおり、今回の補正で増額する歳入総額は 267 億 6,124 万 7,000 円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出について御説明申し上げます。25 ページをお開き願います。1 款議会費につきましては、議員会館の光熱費の高騰による補正等ございまして、129 万 4,000 円の増額でございます。

次に、26 ページ、2 款総務費のうち 1 項総務管理費につきましては、決算剰余金の公共施設等適正管理推進基金や財政調整基金への積み立て等であり、149 億 3,344 万 7,000 円の増額でございます。

次に、27 ページ、2 項企画費につきましては、政策形成推進費等を補正するものであり、234 万円の増額でございます。

次に、28 ページ、3 項徴税費につきましては、過誤納還付金の見込みの変更に伴い所要の経費を計上するもので、1 億 4,800 万円の増額でございます。

次に、29 ページ、4 項地域振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る公共交通機関への支援等であり、7 億 8,613 万 7,000 円の増額でございます。

次に、30 ページの 6 項復興防災費につきましては、いわての学び復興基金への積み立て等であり、1 億 1,215 万 4,000 円の増額でございます。

次に、31 ページの 7 項統計調査費につきましては、過年度に交付された国庫委託金の実績額確定に伴い償還金等を計上するもので、2,468 万 6,000 円の増額でございます。

次に、57 ページとなります。9 款警察費のうち 1 項警察管理費につきましては、警察署庁舎等の光熱費の高騰等による補正で 4,925 万 1,000 円の増額でございます。

次に、58 ページの 2 項警察活動費につきましては、交通安全施設整備に要する国庫補助金の交付決定等に伴い 3,548 万 5,000 円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○和田管財課総括課長 議案第 22 号公共施設等適正管理推進基金条例案につきまして説明をいたします。

議案（その 2）の 65 ページをお開き願います。なお、条例案の内容につきましては、お手元に配付している公共施設等適正管理推進基金条例案の概要により説明をいたします。

1 の制定の趣旨でございますけれども、県が行う公共施設、その他の施設の長寿命化並びに配置及び規模の最適化を計画的に推進するための事業に要する経費の財源に充てるため、特定目的の基金として公共施設等適正管理推進基金を設置するため、当該基金条例を制定しようとするものでございます。令和 4 年 7 月に岩手県公共施設等総合管理計画を改

定し、今後の公共施設等の適正管理に当たって、県民1人当たりの負担1万2,000円以下水準の維持と、2040年における公共施設の延べ床面積を、学校施設を除き令和2年度比85%程度となるよう見直しを進めることを新たに取り組み方針に掲げたところでございます。同計画では、公共施設等の改修や更新等に年間50億円程度、30年間で1,500億円程度の追加の費用が必要と見込まれており、必要となる財源について安定的に確保していくため新たに基金を創設するものでございます。

2の条例案の内容についてでございますが、第1条から第6条において、基金を設置すること、基金に積み立てる額について定めること、基金の管理方法について定めること、基金の運用益の処理について定めること、基金の繰替運用について定めること、基金の管理に関し必要な事項について定めることをそれぞれ規定しております。

3の施行期日についてでございますが、この条例は公布日から施行しようとするものでございます。

下段のほうに当該基金の積み立て、取り崩しのイメージを記載しております。けれども、創設時にあつては決算剰余金から60億円と、岩手競馬再生推進基金から一般会計予算に繰り入れる60億円を原資として、計120億円を積み立てるものでございます。なお、岩手競馬再生推進基金については、平成18年度の創設時の基金原資として、当時の公共施設等整備基金、この公共施設等整備基金は平成23年度末で廃止しておりますけれども、その60億円を活用した経緯があり、今回岩手競馬再生推進基金における盛岡市及び奥州市からの償還金、いわゆる現金残高が令和3年度末で公共施設整備基金から拠出した60億円を超えたことから、同種の基金である今回の公共施設等適正管理推進基金の創設を契機に、岩手競馬再生推進基金から一般会計予算に60億円を繰り入れ、同基金の原資として活用するものでございます。令和5年度以降は、決算剰余金等を活用して増額を想定しております。また、取り崩しについては、公共施設等の適正管理の推進に係る財政需要の増大に活用することを検討しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○飯澤匡委員 それでは、数点伺います。基本的なことなのですが、寄附金等の歳入に繰り入れている決算額については、その都度寄附金がたまつた時点で議会に諮られるのか。年度末で大体精算が終わつたときという記憶なのですが、どのような基準でこのような補正をするのかまずお伺いしたいと思います。

○山田財政課総括課長 寄附金の受け入れの時期でございますけれども、寄附金は、基本的には飯澤匡委員から御指摘をいただいたとおり、実績が確定した際に、歳入として確定した際に補正するというのもありますし、タイミングによりましては、最後に2月補正にまとめて受け入れるといったものもございまして、恐らく9月であったり2月を主に想定されております。ただし、一方で寄附金はその性質上、計画された歳入として見込みづらいつつというものもございまして、当初予算ではあまり詰めないというのが基本的な慣例になつ

ていると認識しております。

○飯澤匡委員 内部ルールみたいなものは存在しないわけですね。その都度やっているということですか。

○山田財政課総括課長 お見込みのとおりでございます。基本的には各寄附金のその性質に応じており、統一的なものはない状況です。

○飯澤匡委員 それでは、議案第 22 号についてお聞きします。提出議案等説明会でも聞きましたけれども、岩手競馬の再生推進基金は、奥州市と盛岡市はもう既に返済が終わったと、完済したということでしょうか。それと、今まで積み立ててきたこの基金については、バランスシート上では現金ということでしょうか、どこに入っているのかということですか。その 2 点。

○和田管財課総括課長 岩手競馬再生推進基金について、奥州市、盛岡市の返還が終わったのかというお尋ねでございますけれども、奥州市、盛岡市とも償還はまだ終了しておりません。奥州市については令和 14 年、それから盛岡市については令和 6 年に償還が終了する見込みとなっております。

それから、その返ってきた現金、基金でございますけれども、これは岩手競馬再生推進基金の中に積み立てて運用していくと、現金として積み立てて運用しております。

○飯澤匡委員 では議案第 22 号の本質についてお伺いします。これは今までの議会でも施設の長寿命化だとかアセットマネジメントについてもいろいろな議員が質問をして、その準備はどうかという経緯はわかりました。このタイミングですね、どうも県庁建てかえとリンクしている感じがして、そうではないという答弁というか、説明があったやに記憶していますけれども、ではお金がたまったらやってみるかというものなのですか。このタイミングについて、もう一回詳しく説明してください。

○和田管財課総括課長 今回公共施設等適正管理推進基金を創設するタイミングでございますけれども、先ほど御説明申し上げましたように、本年 7 月に公共施設等総合管理計画を改定したところでございます。この公共施設等管理計画は、まず大きくは施設の適正化を図っていくということで、延べ床面積の適正化についての取り組み方針を定めたということと、あとは、これから公共施設がどんどん老朽化していくということもあって、やはり財政需要が増大していくことも踏まえて、一つは県民 1 人当たりの投資額を 1 万 2,000 円以下に抑えるように財政運営をしていくということとあわせて、更新需要に、増大に対応できるように今回の基金を設定したところでございます。

○飯澤匡委員 内部的にはそうなのでしょうけれども、それではいわて県民計画（2019～2028）の中で、これはどううたっていたのか。私は調査していなかったけれども、どの時点でというのは一定程度想定をしなければならない重要な問題だと思うわけです。その点については、全くいわて県民計画（2019～2028）等とは乖離したものの、乖離というか、全くそれとはリンクしていないものなのかどうか。先ほど和田管財課総括課長から説明があったように、こういう機会だったので、やるということだったのか、その点についてどう

いう認識なのかお示してください。

○和田管財課総括課長 この公共施設等の適正管理につきましては、現行の第1期アクションプランの行政経営プランの中で、そういった公共施設の長寿命化を図りながら、公共施設の維持管理、修繕や更新を計画的に行うということを明記しております。したがって、そういう取り組みの中で公共施設等総合管理計画に位置づけて、私どもは管理してきております。

○飯澤匡委員 わかりました。

それでは、もう一回、岩手競馬再生推進基金について質問させていただきます。当該部ではないのですが、農林水産部で60億円を抜いた基金造成について新たに提案されているようですが、岩手県の返済分というのはどうなっているのですか、全く返済されていないということですか。新しい基金造成については60億円を引いたものが提案されていますけれども、岩手県としては返済していないということですか。

○和田管財課総括課長 岩手競馬再生推進基金については、特定目的の基金ということではなくて、資金をどんと積んで運用するという、そういう基金でスタートしております。したがって、当初想定した277億5,000万円、その基金の中には岩手県分の貸した原資も入っております、それについては競馬組合から毎年利益が出た分を入れる形で、現金としてその基金の中に積み戻している形になります。

○飯澤匡委員 岩手県は返済しているのですかということです。それだけ聞きたいです。

○和田管財課総括課長 岩手県というか、その貸した基金に組合が返済しているというような形になります。岩手県から貸し付けしたのは、競馬組合と奥州市と盛岡市にそれぞれ貸していると。競馬組合と盛岡市と奥州市が返済をして、その基金に積み戻しているということです。

○飯澤匡委員 聞き方を間違っていました。競馬組合からきちんと岩手県に返済されているのですか。

○和田管財課総括課長 そういうことです。

○飯澤匡委員 予定どおりに返済されているのですか。

○山田財政課総括課長 歳入という観点からお答えさせていただきます。

先ほど説明させていただいたとおり、岩手県から競馬組合、そして奥州市、盛岡市に貸しております。奥州市と盛岡市からは、先ほど説明させていただいたとおり毎年度、毎年度償還をしていただいております、令和6年度と令和14年度に償還が終わるところになっております。

競馬組合から岩手県に対する償還でございますけれども、ここにつきましては償還ルールが決まっております、毎年度の決算剰余金のうち一定割合については競馬組合が、そしてその一定割合、一定程度を超えた分については奥州市、盛岡市がそれぞれ償還を受けることになっております。

○飯澤匡委員 そうなると、競馬組合から利益が出た分だけは戻ってきているけれども、

岩手県の元本分は返っていないということですね。その点だけ確認したかったです。

○山田財政課総括課長 現在 180 億円、岩手県から競馬組合に貸し付けを行っておりますけれども、そのうち決算剰余金等を活用して 1 億円強が今償還されているところで、その元本全てが償還されたかどうかという観点で言いますと、まだされていない状況となっております。

○工藤大輔委員 マイナンバーカードの関係をまず聞きたいと思います。今回マイナンバーカードの取得率を高めるための事業が計上されていますけれども、これは県民約 2 万人、新規カード取得者 2 万人に 3,000 円相当の県産品を提供するということのようにです。実際にこの事業によって、県全体で何%の取得率になるのか。そして、それが全国と比べてどの程度縮まるのか、その見通しをお伺いします。

○木村デジタル推進課長 今回のデジタル化推進費の補正によりまして行いますマイナンバーカードの取得促進キャンペーンについてでございますけれども、今回新規カード取得者 2 万人に対しまして県産品をプレゼントするというキャンペーンを行う予定としております。

マイナンバーカードの交付率につきましては、9 月末現在で県全体 42.9%となっております。対しまして、全国平均は 49%でございます、これに新規カード取得者 2 万人というのを上乗せするということになるのですが、国のマイナポイント第 2 弾が今、当初は 9 月末までの予定だったものが 12 月末まで延長されまして、マイナンバーカードの申請件数は県内でも伸びている状況でございます。ですので、具体的に何%になるかというところは、ちょっと具体的に数字を申し上げられませんが、そういった国の取り組みとあわせまして県としてもマイナンバーカードの取得率を向上させるために取り組みを加速させていくものでございます。

○工藤大輔委員 9 月末現在で見れば、全国平均よりも約 6.1 ポイント下回っていることになっていると思います。これは全国的な取り組みですので、国が主体となって取り組んでいます。そうすると、岩手県も伸びますけれども、全国も当然伸びていくということになります。

このマイナンバーカード、国が目指すとおり、今年度ほとんどの方が取得できるようにということで取り組んでいるようではありますが、これはデジタル田園都市国家構想交付金が今度創設されるということで、国でも来年度の予算 1,200 億円程度を概算要求で要求しているという報道等もありました。そういった中、マイナンバーカードの取得率が一つの交付の基準にもなっている。この多寡によってまた岩手県あるいは市町村もなのですか、配分が変わってくるということになってくると、岩手県の今の現状からすると、これは厳しいのではないかと推察されます。それについての見解をお伺いします。

○木村デジタル推進課長 ただいま工藤大輔委員から御指摘がございましたとおり、国では新たなデジタル田園都市国家構想交付金というものを創設するというで話を伺っております、その交付に当たってマイナンバーカードの交付率をいろいろと条件にすると

ということも検討されると伺っています。これがもし本当にそうなれば、県内の各市町村の中でも全国平均を下回っている交付率の市町村というのは数多くございまして、非常に不利な状況になるということが予想されます。

そもそもデジタルを活用した地方創生ですとかDXの推進、そういったものを目的とするということで伺っているこの交付金が、マイナンバーカードの普及状況によって評価されるという仕組みは受け入れ難いと県としても考えているところでございますが、現在マイナンバーカードの普及促進については市町村もかなり力を入れて取り組んでいるところでございます。そういった市町村と県がしっかりと連携して、マイナンバーカード取得の取り組みをしっかりと進めていくということで考えているところです。

○**工藤大輔委員** 現状において、県は全国平均を下回っているわけですがけれども、県内の市町村の状況について把握していればお示してください。

○**大森市町村課総括課長** 全国平均との比較でございますが、全国を上回っている自治体といいますと、葛巻町が60%を超えております。超えているのは、葛巻町のみになっていると認識しております。

〔「盛岡市」と呼ぶ者あり〕

○**大森市町村課総括課長** 盛岡市が50.1%になっておりまして、超えているのは、葛巻町が63.4%ということで、この2市町が平均を超えております。

○**工藤大輔委員** そうなると、これはかなり厳しいですね。本来であればその交付率にかかわらず、交付金というものは交付されなければならないと思うのですが、ただ一方で、国ではこういう方向性を考えながら、マイナンバーカードの普及率を上げようという考えなのだと思います。実際にそうなると厳しいわけであって、国に対してはこういう交付基準にはならないよう要望していかなければならないと思いますし、また一方では、そうなった際の対応というか、普及率を上げるということも両にらみで県としても市町村としても進めなければならないと思います。岩手県として、今回この事業があるわけですがけれども、なかなかこれだけではちょっと弱いかなという感じがしますので、今後の取り組みの方向、これは国への要望も含めてお伺いします。それと今後の岩手県全体としてのマイナンバーカードの普及の見通しについて示してください。

○**熊谷ふるさと振興部長** ただいま工藤大輔委員から御指摘いただいたとおり、新しい交付金の中でマイナンバーカードの取得率の多寡をもって、その交付金の金額が調整されると。まだ決定事項ではないようでございますが、そういう動きがあるということは承知しておりまして、都市部が全国でやはり高い状況と把握しております。そうしますと、そういうところに配分額が多く行くというシステムになってしまいますが、おかれているところにお金を回して、国全体でデジタル化を進めていく、それが本来の姿ではないかと私どもは考えておりまして、そういった要望を近隣の県とさまざま相談しながら、今国に対して要望することを検討しているところです。

ただ一方で、私どもも昨日答弁させていただいたとおり、岩手県としてやはりマイナン

バーカードはこれからさまざまな部分で活用され、住民サービスの向上でありますとか利便性の向上、そういったものにつながってまいりますし、いろいろな形で利用がこれから進んでまいりますので、マイナンバーカードの取得を希望される方はぜひ取得していただきたいと思っております。そういった面で今回この事業も提案させていただきましたが、そのほかになかなか取得が進まない部分として、取っつきにくいという部分もありますので、市町村は頑張っておりますが、その中で市町村が出前出張というような形で公民館でありますとか企業でありますとか学校とか、そういうところに出向いて取得申請を受付をすると、そういうものを私どもも支援して後押しをする。行政書士会が国と委託契約を結んでおりまして、行政書士は市町村に代わって申請受付ができるという形になっていますので、そういった部分のつなぎをやるとか、小規模市町村でなかなか人手が足りないところには、県で業者に委託しまして、そこで出張所を開設するとか、そういった取り組みも夏場以降やっております、これからも継続していくことにしております。

それからやはりマイナンバーカードのメリットの理解が進んでいないということもあると思いますので、今回のこの事業、キャンペーンを通じまして、県産品をプレゼントすることもそうですが、マイナンバーカードのメリット、こういったものに活用できますよという部分もあわせて広く広報していきたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 取得がどのくらいまで行くかという見通しが立っていればということをもう一度答えてください。

それと、きょう報道で見たのですけれども、マイナンバーカードと健康保険証やお薬手帳を統合させるということが示されていましてけれども、例えば健康保険証などは施設に入所している方は、家族等が通える範囲、すぐ行ける範囲の施設に入っている方であれば、体調が悪化した際に病院に連れていってもらおうと。家族等が遠方だったりした場合施設の方に病院に連れていってもらう際には、健康保険証などは施設に預けられないという話になるのです。さまざまなものがマイナンバーカードによって取得できる状況になるので、いろいろ便利になる分、悪用ということも含めて考えていかなければならないのですけれども、なかなか理解が得られず施設等に預けられないというケースも想定されると思います。本当に健康保険証廃止という方向になった場合には、かなり影響等が出てくると思います。そういった課題等も含めて、国にもマイナンバーカードの利用、活用のあり方について要望等、また課題等も指摘しながら、よりよい運用になるように努めてもらえればと思います。その点についてお願いします。

○**熊谷ふるさと振興部長** 岩手県の取得率がどれくらい伸びていくかというその具体的な数字というのは、数字で申し上げるのは非常に難しいところでございます。先ほど取得交付率につきましては、県全体で42.9%ということでしたが、暫定値ですが、マイナンバーカードの申請率でいきますと今県全体で53.5%となっております。まだ手続き期間があって、交付されていない方がおります。これがマイナポイントの期間が始まってから、かなり県内でも伸びてきているということで、これからまた国のマイナポイントが延長されま

すし、県もそれをさらに後押しする、こういう事業を進めることによりまして、一定程度数値が伸びていくと期待しているところです。

それから、2点目のお尋ね、情報漏えい等々、あとは健康保険証とすっかり一体化してしまうと、かえって使い勝手が悪くなるのではないかというところは、確かに工藤大輔委員の御指摘のとおりだと思います。私どもも新聞報道等で見えておりますと、健康保険証につきましてはそういう方向にあるのですけれども、選択制で紙がいい方は従前の保険証と併用するという事も伺っております。もう少し国の情報を伺いながら、そういった対応で本当にいいのか、うまくいくのか、そういった点も含めて国にお話を、必要があれば要請をしてみたいと思っております。

あとは、やはり安全性は、マイナンバーカードの普及に当たって絶対に必要ですので、そこは国できちっと担保していただくように、それは継続してお願いしていくつもりでございます。

○**工藤大輔委員** きょうの朝、報道を見たときに、健康保険証廃止の検討をしているということもあったので、そのように話をさせてもらいました。今後も引き続きよろしく願いしたいと思います。

あと、県庁舎の関係を聞きたいのですけれども、全国的には四、五十年経過している施設や県庁舎等は、建てかえになっているのか、引き続き利用されているのか把握していればお伺いしたいのと、いずれこの調査をして、来年7カ月後に結果が出てから、今後どうするかという検討に入るということなのですけれども、何らかの内部検討の組織ないし、あるいは機関を設置するなどどういった形で検討をさらに深めていくのかをこれまでも増して詳しく説明してください。

○**和田管財課総括課長** まず、全国的な県庁舎の建てかえの状況ですが、全てを掌握しているわけではございませんが、以前この委員会でも御説明申し上げました岐阜県と神奈川県は大体岩手県の庁舎と同じ年に竣工しているということで、既に岐阜県であればことし建てかえ、そして神奈川県であれば平成29年度に改修という形で、おおむね60年のあたりでそういった建てかえ、改修という道に分かれております。

長崎県の場合はもう少し古いのですけれども、60年から70年くらいの範囲で建てかえと。隣の青森県の場合ですと、岩手県が竣工した年よりも前に建てられているのですけれども、そこは建物を減築した上で、耐震改修工事をしていまだに使用しておりますので、さまざまな選択肢があるということが1点目でございます。

それから、今後の耐震改修後の庁内の検討体制ですけれども、県庁舎の耐震改修を踏まえて、建てかえ、そして改修にするかという判断とあわせて、将来にわたって県庁舎のあり方、どうしていかなければならないのかということを含ね合わせて検討していくということになります。県庁舎のあり方検討には、いずれそういった組織体制の見通しや、庁内のDX化、働き方改革の動向や財政見通し、適正な規模、機能、県民利用、財源確保策、そういった点なども多角的な検討が必要だと認識しております。

現在それぞれの所管課でさまざま次期定数管理計画や、働き方改革ロードマップに基づく庁内のDX化、あるいはそういった今回9月定例会に報告した持続可能な行財政基盤の構築だとか、そういったものを検討しております。その進捗状況についてさまざま現在情報共有しながら、そういったあり方検討に向けた体制、今後の体制整備についても検討していくよういろいろ準備を進めているところです。

○城内よしひこ委員 マイナンバーカードの普及についてですけれども、以前、普及しない原因は、役所では申請手続等をする際に、運転免許証をお持ちですかという話をよくするのではないかと。だから、だめなのだという話をさせていただいた経緯があります。最近では申請手続等のするときにマイナンバーカードをお持ちですかという聞き方をしていますか。

○大森市町村課総括課長 市町村では、確定申告のときに原則として、マイナンバーカードを使った電子申請を推奨しているところもあると聞いておりますけれども、個々の手続でどういった聞き方をしているかまでは済みませんが、具体的に承知しておりません。

○城内よしひこ委員 やはりきっかけというのは、そういうところだと思うのです。だから、ぜひマイナンバーカードをお持ちですかと先に聞いて、なければ運転免許証でもいいですよという2段階方式にしていかないと、心のハードルを乗り越えるための、まずその第一歩だと思うので、ぜひそこはやってほしいところです。そして、隗より始めよではありませんけれども、県の職員の方とか市町村の職員の方は今まさにその最前線にいるわけですが、ちなみに県の職員の方々はどれぐらい取得しているかお伺いしたいと思います。

○小笠原総務事務センター所長 県職員のマイナンバーカードの普及状況についてでございますが、地方職員共済組合岩手県支部がその調査の依頼を受けまして、所属を通じまして組合員を対象に調査を実施した数値となります。その調査につきましては、県教育委員会と県警は含まれてはございませんが、令和4年9月末時点の調査では、交付率は53.3%となっており、7月時点と比較して5.6ポイントほど増加しております。

それから、マイナンバーカードの申請率でございますが、暫定値でございますが、9月末現在で65.9%となっております。

○城内よしひこ委員 私はもう少しいっているかと思って期待をしたのですけれども、ぜひその辺、熊谷ふるさと振興部長、頑張ってください。

○熊谷ふるさと振興部長 取得しないのだという信念のある方は別にして、そういう信念のない方はできるだけとってほしいということで庁議等を通じまして、各部署長を通じ、各所属長に取得促進を呼びかけているところです。マイナポイント期間もまた延びましたので、さらに職員に働きかけを行いまして、できるだけ取得率が伸びるように引き続き取り組んでまいります。

○城内よしひこ委員 やはり皆さんが持って、使い勝手がよく、使っているさまを見せていかないと、えっ、何それという話になっていくと思うので、ぜひ普及を目指していただきたいと思います。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 13 号岩手県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大森市町村課総括課長 それでは、議案第 13 号岩手県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 1 ページをお開き願います。内容につきましては、便宜お手元にお配りしております条例案の概要により御説明申し上げます。

初めに、1 の改正の趣旨についてであります。岩手県固定資産評価審議会の委員の任期を延長しようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。総務省通知により、審議会の毎年度の審議事項でありました提示平均価額の算定が、3 年に 1 度に変更されたことに伴いまして、審議会の主な開催も 3 年置きになりましたことから、委員の任期を 2 年から 3 年に改めようとするものでございます。

次に、3 の施行期日等についてでございますが、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。また、現委員の任期を令和 5 年 8 月 31 日までとする経過措置を設けるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 14 号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高井地域企画監 議案第 14 号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 2 ページをお開き願います。内容につきましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

本条例は、平成 12 年に施行された地方分権一括法による地方自治法の改正により、都道府県の事務の一部を条例の定めるところにより市町村が処理することができることとされたことを受けて、同年に施行したものであります。

それでは、今回の改正条例案について御説明いたします。まず、1、改正の趣旨でございますが、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の廃止に伴い所要の整備をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容でございますが、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律が廃止されましたので、同法の規定を条例から削除するものでございます。

最後に、3、施行期日等でございますが、条例の施行日を公布の日にしようとするものでございます。また、市町に権限を移譲していた導入計画の認定について、法律の廃止後も廃止前の規定により認定の取り消しなどを行うこととされたことから、認定の取り消しなどは引き続き権限を移譲した市町に処理してもらうこととする経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 15 号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○木村デジタル推進課長 議案第 15 号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 4 ページをお開き願います。内容につきましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

まず、1 の改正の趣旨であります。個人番号を利用することができる事務に大学に在学する者等に係る就学等に要する費用の給付に関する事務を加えようとするものであります。平成 30 年度から実施しておりますいわての学び希望基金大学等進学支援一時金の給付申請におきまして、個人番号を利用した情報連携を行い、申請者の課税証明書等の提出を不要とするため、条例を改正するものであります。

次に、2 の条例案の内容であります。大学等進学支援一時金給付事務について、申請者の負担軽減を図るため、課税証明書等の提出を不要とし、住民税情報を市町村に対して照会できるようにするものであります。

次に、3 の施行期日であります。この条例は、令和 5 年度に大学等に進学する者に対する一時金から当該事務の情報連携を開始するため、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしております。また、情報連携の開始までに個人情報保護委員会への届け出や、地方公共団体情報システム機構のシステム改修等、必要な準備に期間を要することから、9 月定例会に提案するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 21 号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 16 号定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例、議案第 17 号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第 18 号一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例、議案第 19 号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第 20 号職員の高齢者部分休業に関する条

例、議案第 26 号市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例及び議案第 27 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例、以上 8 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤参事兼人事課総括課長 本県職員の定年引き上げに関連する条例といたしまして、議案第 16 号から第 21 号まで並びに第 26 号及び第 27 号の計 8 件につきまして、一括して御説明申し上げます。

国家公務員法及び地方公務員法の改正により、国家公務員において、その定年を 65 歳まで段階的に引き上げること、また地方公務員においても国家公務員に準じた措置を実施することとなり、これら改正法の令和 5 年 4 月 1 日の施行に合わせ、本県においても必要な措置を講ずることができるよう、関係条例の改正等をしようとするものであります。

説明に当たりましては、それぞれの条例案につきまして、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、議案第 21 号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例から御説明申し上げます。

第 1 の改正の趣旨についてであります。国の例に準じて職員の定年を引き上げ、地方公務員法の改正により新たに設けられた管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制に関し必要な事項を定めるなど所要の改正をしようとするものであります。

第 2 の条例案の内容についてであります。第 3 条では、職員の定年年齢を 65 歳とし、保健所及び岩手県立療育センターの医師及び歯科医師にあつては、定年年齢を 70 歳とすることを定めております。また、第 5 条から第 10 条の各条では、役職定年制に関し、管理監督職勤務の上限年齢に達した職員を管理監督職以外の職に降任等するために必要な事項を定めております。具体的には、国の例に準じて、管理監督職勤務の上限年齢を 60 歳とすることのほか、降任等の対象となる管理監督職の降任等を行うに当たって遵守すべき基準や役職定年制の例外などについて定めております。

その他、附則といたしまして、第 8 項及び第 9 項では、定年年齢を段階的に引き上げるための経過措置を設けているほか、第 13 項及び第 14 項では、職員が 59 歳に達する年度に 60 歳以降の勤務条件に関する情報提供と勤務意思の確認をするよう努めることとしております。

次に、議案第 16 号定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例について御説明申し上げます。

第 1 の制定の趣旨及び第 2 の条例案の内容についてであります。地方公務員法の改正により導入される定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定めようとするものであります。

第 2 条では、定年前に退職した職員を定年前再任用短時間勤務職員として短時間勤務の職に採用することができることを定めており、採用後は定年まで任用することとなります。

次に、議案第 17 号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

第 1 の改正の趣旨についてであります。定年の引き上げに伴い、60 歳に達する年度の翌年度以降における職員の給与に関する特例を設けるなど、所要の改正をしようとするものであります。

第 2 の条例案の内容についてであります。第 1 条の一般職の職員の給与に関する条例の改正では、定年前再任用短時間勤務職員について、第 6 条で勤務時間に応じた給料月額算定方法を定めるなど所要の改正を行うほか、附則第 39 項から第 50 項では、国の例に準じて、60 歳に達する年度の翌年度以降の職員の給与について、給料月額を 7 割とすることなどを定めております。この 60 歳以降の職員の給与を 7 割とすることに伴い、第 2 条の職員の分限についての手続及び効果に関する条例、第 3 条の職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例、第 4 条の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正において、それぞれ所要の整備を行っております。

次に、議案第 18 号一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

第 1 の改正の趣旨及び第 2 の条例案の内容についてであります。定年前再任用短時間勤務職員等の給料の調整額の基準を定めようとするものであり、勤務時間に応じて割り落とすことなどを定めております。

次に、議案第 19 号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

第 1 の改正の趣旨についてであります。定年の引き上げに伴い、60 歳に達した日以後に退職する職員の退職手当の特例を設けるなど所要の改正をしようとするものであります。

第 2 の条例案の内容についてであります。第 5 条の 3 の 2 で、役職定年制の適用を受ける警察官に関する規定の追加をしているほか、附則第 13 項から第 15 項では、60 歳に達した日以後、非違によることなく退職した職員の退職手当の基本額について、定年退職の支給率により算定することなど、定年引き上げに伴う所要の改正を行っております。

次に、議案第 20 号職員の高齢者部分休業に関する条例について御説明申し上げます。

第 1 の制定の趣旨についてであります。地方公務員法の規定に基づき、条例で定める年齢以上の職員が勤務時間の一部を休業することができる高齢者部分休業に関し必要な事項を定めようとするものであり、定年の引き上げに伴い、高齢職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の一つとして導入しようとするものであります。

第 2 の条例案の内容についてであります。第 2 条では、高齢者部分休業の承認に関する要件としまして、対象年齢及び休業時間の上限を定めております。具体的には、60 歳に達した職員または医師、歯科医師の場合は、65 歳に達した職員が、その年齢に達する日の次の年度から週の勤務時間の 2 分の 1 を上限として取得できることとしております。また、第 5 条では、取得期間に応じた給与の減額、第 6 条では取得期間に応じた退職手当の除算

について定めております。

次に、議案第 26 号市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

第 1 の改正の趣旨及び第 2 の条例案の内容についてであります。先ほど御説明申し上げました議案第 17 号の一般職の職員の給与に係る条例改正と同様に、60 歳に達する年度の翌年度以降の給与に関する市町村立学校職員の特例や医療局及び企業局職員の基準を設けるほか、高齢者部分休業取得時の給与の減額規定を追加するなど、所要の改正をしようとするものであります。

最後に、議案第 27 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について御説明申し上げます。

第 1 の制定の趣旨についてであります。地方公務員法の改正に伴い、関係条例について所要の整備及び廃止をし、並びに経過措置を定めようとするものであります。

第 2 の条例案の内容についてであります。第 1 条から第 6 条まで 6 本の条例について役職定年制や定年前再任用短時間勤務の導入による所要の改正を行うほか、第 7 条では職員の再任用に関する条例を廃止し、第 8 条から第 17 条では暫定再任用職員の任用など、定年年齢の段階的引き上げ期間の再任用に関する経過措置について定めております。

ただいま御説明申し上げましたこれら 8 条例の施行期日についてであります。令和 5 年 4 月 1 日としております。ただし、議案第 19 号職員の退職手当に関する条例のうち、条項ずれに伴う改正部分及び議案第 21 号職員の定年等に関する条例のうち、令和 4 年度中に行う情報提供に関する改正部分については公布日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○飯澤匡委員 国家公務員もこのような、いずれ民間もそうですけれども、働けるうちは働きなさいということなのだろうと思います。そこで、定年延長に伴い、県職員の新しい採用枠については、抑制されるのかどうか。基本的な考えを示していただきたい。

それから、今の説明だと退職する期間が延びることによって退職金も積み増しになるはずですよ、その部分は、年額どれぐらいを想定しているのか。多分人件費については、新しく入庁する職員よりは若干高いのでしょうか。その点も人件費の増ということになるかと思うのですけれども、それについてもどの程度算定しているのかお示してください。

○加藤参事兼人事課総括課長 まず 1 点目ですが、新採用の関係ですが、新採用につきましては、定年引き上げの期間中、今後来年度から 2 年に 1 度 1 歳ずつ定年年齢が引き上げになりますけれども、その間退職者が出ない年が出てくるということです。ただ、その期間においても、平準化をして一定数の採用をしていくという方針でございまして、採用数については今後 10 年を見据え、退職者の動向を見据えながら採用計画を立てることとしております。

次に退職金の所要額の部分です。今回同じく退職手当については、令和 5 年度以降 2 年

に1度支給額が減少すると見込んでおります。今現在、仮に定年退職者以外に、定年前に退職する職員も一定数見込まれますので、現時点で将来の見通しを申し上げることはなかなか難しいところもございますが、仮に現在の年齢構成を基に試算した場合に、定年退職者がいる年度は約165億円から175億円、定年退職者がいない年度は大体約35億円から40億円と見込んでおります。ただ、この退職手当に係る所要額については、国からも基金を活用するなど年度間の財源調整を行うことによって退職手当の支給に必要な財源を安定的に確保することと通知されておまして、この趣旨を踏まえながら県としての今後の対応を検討していきたいと考えております。

最後に、人件費の部分ですが、人件費につきましては今試算している段階ですが、仮に給与水準を今年度の水準で固定いたしまして、各年度の全体の職員を一定とするということで単純な条件を設定した場合ですけれども、定年を引き上げない場合と比較いたしまして、定年を引き上げた場合は、令和5年度から令和13年度の9年間における人件費は、普通会計ベースで約158億円の増加と見込んでおります。ただ、定年を引き上げた場合におきましても、今現在50歳以上の職員、比較的人件費が高い職員が今現在県の中でも最も人数が多い職員の年齢層となっております。これら高齢層職員の退職者数が多い期間と重なりますので、人件費全体としては減少傾向にあるものと見込んでおります。

○飯澤匡委員 大変わかりやすい説明ありがとうございました。

そこで、基金に組み入れろという通達が来ていると言いますが、その原資については自己資金、いわゆる県で全額手当しろという、それだけなのですか。国からその分については何か交付税等で措置をされるのかどうか、その点についてはいかがですか。

○加藤参事兼人事課総括課長 現時点で退職手当に関する財源の部分についての内訳というのは国から明確に示されていないところです。現在そういった状況について国からも情報を取り寄せながら、場合によっては必要な要望等をしていきたいと考えております。

○飯澤匡委員 そうすると、さきほどの公的施設のメンテナンス以上に基金を組み入れなければならないということになりますよね。そこら辺はどうなのですか。それ以上に大変な問題ではないですか。

○山田財政課総括課長 先ほどの答弁に1点補足ですけれども、恐らく、総務省で普通交付税を毎年度一定割合、退職金見合いを交付税措置しているというような状況となっております。現行のこのスキームが変わらないであろうと。ただ一方で、先ほど説明させていただきましたとおり、2年に1度退職金が多くなる年、少なくなる年があり財政需要にばらつきが出るというところですので、先ほどの通知によりまして、その基金等を活用して、そのばらつきに対して平準化を図ってくださいという趣旨の通知が来ている状況です。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 36 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○長谷川警務部長 議案第 36 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 104 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

1 の提案の趣旨についてであります。令和 4 年 6 月 24 日、滝沢市鶴飼地内の県道におきまして、警察官が警察安全相談の対応のため佐々木和真使用車両の助手席に乗車中、道路上に落下物と思料されるコンテナを発見したことから、これを回収するため、助手席ドアを開扉した際、歩道の縁石に接触させて破損させたことから、損害賠償事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

2 の損害賠償の額についてであります。相手方車両の修理に要した費用の合計 1 万 7,000 円とするものであります。

3 の和解の内容についてであります。当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○飯澤匡委員 私も 60 年間生きてきて、私用車の助手席に警察官が乗車するというケースはあまり見たことがないのです。反対にパトカーに乗るといふ事例はたくさんあると思うのですけれども、これはどういう状況だったのですか。なかなか事例がないと思っております。

○長谷川警務部長 本事案については、関係職員が相談内容に係る現場を確認する必要があったのですが、相談者がパトカーによる現場臨場について拒みまして、相談者の車両での現場臨場を求めたことから、やむを得ず関係職員が上司に報告の上で相手方の車両に乗車したものです。

○飯澤匡委員 特別な例ということですね。了解しました。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 78 号消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○今野税務課総括課長 受理番号第 78 号消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願について御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております資料により御説明させていただきます。

1 のインボイス制度（適格請求書等保存方式）ですが、令和 5 年 10 月 1 日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として導入が予定されており、これまでの請求書等の記載事項に加え、適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率及び税率ごとの消費税額の記載が必要となります。また、売り手側には、インボイスを交付する義務と写しの保存義務が課され、買い手側は原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。

なお、インボイスを発行するためには、令和 5 年 3 月 31 日までに適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要があります。

2 の仕入税額控除ですが、消費税は売り上げた際に預かった消費税（売上税額）と仕入れた際に支払った消費税（仕入税額）の差額を納付しますが、この仕入税額を控除する仕組みを仕入税額控除と言います。来年 10 月 1 日以降、仕入税額控除を適用するためにはインボイスが必要ということになります。

3 の免税事業者ですが、インボイス制度に対応するため、自社の業績や取引先との状況を踏まえて、課税事業者となるべきか否かを検討する必要があります。

なお、免税事業者との取引については、(2)のとおりですが、取引先においては免税事業者からの課税仕入れは原則として仕入税額控除を適用することができないこととなります。

以上で参考説明を終わります。

○菅野ひろのり委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○飯澤匡委員 請願の要旨について、ちょっと私に理解が及ばないところがあるので、当局でもし説明が可能であれば、説明してください。

今説明した部分は、大体理解しました。そこで、消費税の中段ですね、免税事業者を商取引から排除しかねない、これはどういうことなのですか。これはあり得ないと思うのですけれども、この点についてどういうことが想定されるのか。

それから、事業間取引慣行を壊す、これもよくわかりません。ただ、売り手も買い手も、要するに書類を今まで内税でやっていたものをきちんと外税で明記しなさいというだけです。この取引慣行を壊すということはどういうことなのか。わからなかったらわからないでもいいです。これは、実質的な増税となるというのもよくわからないので、教えてください。

○今野税務課総括課長 まず一つ目、免税事業者を排除するという部分ですけれども、排除しかねないといえますのは、これは買い手側がまず消費税込みで仕入れるわけですけれども、それに対して受け取った売り手側、この業者が消費税免税業者であれば国に納めませんので、その分を控除できなくなるということで、今まではインボイスの有無にかかわらず仕入税額を控除する仕組みができたわけですけれども、来年の10月1日以降はその控除ができなくなるということで、結局買い手側がその消費税相当分をかぶってしまうという可能性があります。そういうことがまず1点考えられます。慣行を壊すという部分は、多分そういう部分を指しているのかと考えております。

○飯澤匡委員 それでは、可能性として、売り手側がインボイスを発行しない場合もあるから、商取引から排除されたりしかねないということ想像したということにします。わかりました。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いは、いかがいたしますか。

〔「不採択」「採択」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 採択と不採択。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 少々お待ちください。

本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決いたします。

○飯澤匡委員 ちょっとその前に討論。

○菅野ひろのり委員長 討論はいいのでしょうかね。

○飯澤匡委員 では、いいです、討論がなくても。その前に意見陳述します。

従来の免税業者の方が手数がふえるということを懸念して、恐らくこういう大きな懸念

を出して、このインボイス制度をやめろという話なのですが、大変な状況はわかるけれども、これは税の公平性から見ると、しっかり徴収しなければならないということなのです。そもそも消費税が上がったときに、軽減税率を図って8%と10%の商品が出て、インボイス制度はもう織り込み済みになっているわけですから、税の公平性ということを考えれば、これはやむを得ない措置だと思います。諸外国も消費税を導入している国は結構多いわけですが、ほとんどこういうインボイス制度を導入しているわけです。我が国だけ免税業者が今までのような簡易なやり方でやるというのは、ちょっとそぐわない状況にもう陥っていると私は思います。

これで潰れるとか潰れないかという話も何か野党のごく一部の政党の中で随分主張されているようですが、これは右から左に流すだけの手続上の話で、ちょっと手間がかかるだけの話なので、今商工団体でもいろいろな説明会もやっています。それをきちんと聞いて、税務署に行ききちんと聞けば、きちんと教えてくれるはずですから、これは何ら私は問題ではないと思うので、自分たちの手間がふえるので、やめてくれという話は、理解できないとは言わないけれども、税の公正な徴収の観点からいって、今まできちんと公正にしている人たちからすると、これは釣り合わない話なのだろうと思います。

事業をする以上、やはりこうした税に関しては、すべからくそういう正式な手続にのってやるべきだと私は思うし、今回の請願については採択の趣旨には賛成できないということをお述べさせていただきます。

○名須川晋委員 それでは、採択の立場から、討論ですか。

○菅野ひろのり委員長 意見表明。

○名須川晋委員 免税事業者の中には、収入が不安定な一人親方、デザイナー、ライター、少額の収入しかないシルバー人材センターの会員など、個人事業者、フリーランスの方が多く含まれるということをございまして、立場の弱い免税事業者が不当な値下げ圧力を受けたり、廃業を迫られたりしかねないという懸念があります。

また、このままインボイス制度の導入を進めることで、コロナ禍や物価高騰下で厳しい状況に置かれた中小零細事業者、個人事業者、フリーランスの方々がさらに困難な状況に追い込まれることを鑑みると、インボイス制度は廃止が適切ではないかと考えます。以上です。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 採択、そして不採択との御意見がありますが、まずはこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野ひろのり委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から（仮称）岩手県自転車の安全な利用等の促進に関する条例骨子案について発言を求められておりますので、これを許します。

○多賀県民安全課長 （仮称）岩手県自転車の安全な利用等の促進に関する条例骨子案につきまして説明いたします。

お手元に配付の資料をごらんください。（仮称）岩手県自転車の安全な利用等の促進に関する条例につきましては、令和4年2月定例会で条例の制定を求める請願が採択され、その趣旨を踏まえて条例案の検討を進めてきたところですが、条例骨子案が固まりましたので、御報告いたします。

なお、条例の検討に当たっては、交通安全や自転車販売業、保険業などの関係団体、学識経験者、市町村などからメンバーに入っていたいただいた条例検討会を設置し、その検討会で条例の内容について検討を行ってきたものです。

それでは、条例骨子案について資料に従い説明いたします。1の条例制定の趣旨ですが、国においては、自転車活用推進法の制定や自転車活用推進計画が策定されるなど、自転車の活用が推進されております。二つ目の丸ですが、その一方で、高性能な自転車に関係した交通事故による致死率が増加傾向にあるなど、自転車利用のリスクが高まっているために、三つ目の丸のとおり、身近な交通手段である自転車の安全で適正な利用を促進し、安全で安心な社会の実現のため条例を制定しようとするものであります。

2の条例制定の背景・必要性につきましては、(1)の背景として、アに記載のとおり、本県でも令和3年に自転車活用推進計画を策定するなど、自転車利用が推進される流れがあり、交通安全対策では、イに記載のとおり、第11次岩手県交通安全計画で、歩行者と自転車の安全確保と遵法意識の向上を重視すべき視点として重点的に取り組むこととしています。ウですが、全国で自転車事故に係る高額損害賠償事案が続いたこともあり、全国的な動きとして自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する条例の制定が広がっている背景があり、(2)のとおり、自転車に関係する交通事故の防止を図るとともに、その発生リスクに対応するため、自転車の安全で適正な利用等に関する教育、普及啓発や、自転車の事故による高額賠償事案に備えた自転車損害賠償責任保険等への加入促進など、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があるため、この条例を制定するものです。

3の条例骨子案ですが、(2)の基本理念として、最後の2行のとおり、県、県民等の関係する主体が連携、協力して、自転車事故の防止を図るとしています。

(3)に各主体の責務を記載していますが、県、県民、自転車利用者、事業者、関係団体、それぞれの責務について定めるものですが、県や事業者、関係団体は主に安全利用に係る教育や普及啓発を担い、県民には安全利用の理解、安全利用の積極的な取り組みを求め、

さらに自転車利用者には事故防止に関する知識の習得や法令遵守、自転車の安全で適正な利用などを求める内容としています。

資料裏面をごらん願います。(4)の自転車の安全で適正な利用等に関する教育等については、県に対しては、安全教育の実施、啓発、情報提供の実施を、保護者、事業者、小売業者、貸出業者、学校長には、それぞれの顧客や児童生徒などへの安全教育や情報提供の実施などについて定めるものです。

また、(5)のとおり、それぞれの主体が自転車の点検整備を行うことや情報提供に努めることを定めるものです。

(6)の自転車損害賠償責任保険等への加入については、自転車利用者の当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入に努めることについて定め、また県、事業者、自転車小売業者等が情報提供に努めることについても定めるものです。

(7)で、県が市町村等と連携、協力して広報、啓発を行うこと、(8)で、国、市町村と連携して、道路交通環境整備に努めることを規定したいと考えております。

以上が条例骨子案の内容ですが、最後に4の今後のスケジュールです。今後パブリックコメントを行いまして、その結果を踏まえて条例案を作成の上、2月定例会に提案、可決後の4月1日施行とする予定ですが、保険加入等の規定に関しては一定の周知期間を設けて施行する予定です。

以上で説明を終わります。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○城内よしひこ委員 それでは、この際、岩手県立大学の理事長の報酬額について、本会議の一般質問で少し聞き漏らしたので、お伺いしますが、現理事長になってから急に報酬額が上がったのですけれども、それまでは50万円、60万円という方だったのですが、学長よりも高い理事長の報酬額ということで99万7,000円になっていますが、この決め方やルールというのはどうなっているのかお伺いしたい。

○米内学事振興課総括課長 現理事長の報酬額の決め方についてのお尋ねですが、理事長を初め、役員報酬につきましては、岩手県立大学の役員会議における協議を経まして、大学が決定することとされております。したがって、現理事長の報酬額につきましても、大学の役員会議の協議を経まして大学が決定したものです。

なお、岩手県立大学では、報酬額の決定に当たりまして、地方独立行政法人法を踏まえまして、国及び地方公共団体の職員の給与、それから他の一般地方独立行政法人及び民間の役員の報酬額等のほか、現理事長が特別職の現職時代、特別職であったということも考慮しまして、前職における給料を参考に決定したと聞いております。

○城内よしひこ委員 あまりにもお手盛り過ぎる決め方ですね、前理事長はまだ任期が途中でした。現理事長が就任してからこういう形になったのはあまりにも不自然だと思います。通常であれば、前理事長の任期があつて、その残任期間は報酬額は上げないものだけれども、着任して早々に報酬額を上げるというのは、理事長になって初めての仕事がか

れでは、ちょっとあまりにもお手盛り過ぎると思っています。一般質問で聞いた現職員の方々も若返り等ということもありましたけれども、このコロナ禍で大変な仕事量ですよ。学生の皆さんの授業料の減免等の手続など煩雑な仕事を持っている方が、自分の任期でいきなり報酬額をマックスまで上げてしまう、これもあんまりだし、一方では手間仕事に選挙管理委員にもなっているし、民間の監査委員だとかにもなっているのですよ。これはちょっとあんまりではないですか。特別職だった副知事の給料に限りなく寄せるためにこういうことをしているのかという疑念を抱かざるを得ない。本来は岩手県のためになる人材を育成する仕事をするべきだろうし、これまでの方々だって、そのことに生きがいを感じて仕事されてきたと思うのですが、給料を副知事の金額に合わせるような形というのはいただけないと思うのですが、その辺どうですか。

○米内学事振興課総括課長 まず、城内よしひこ委員がお話になった点で一つ補足させていただきます。現在の理事長は令和2年4月1日付で現在の理事長に就任しております。現在の報酬額の決定の時期を御説明いたしますと、令和2年3月17日の役員会議の協議を経まして、現在の報酬額に変わっております。令和2年3月17日の役員会議です。その役員会議を経まして大学で決定をしているということをございまして、その後令和2年4月1日に現在の理事長就任ということですので、3月の時点での学内での協議につきましても、前理事長時代に決定しております。

○城内よしひこ委員 だから、あまりにもお手盛りだという話をしているのですよ。用意周到に行く前にやらせておくとは、やり方が、たちが悪いと私は思います。その辺どうですか、そうは思いませんか、熊谷ふるさと振興部長。

○熊谷ふるさと振興部長 現理事長の報酬月額決定の経過は、先ほど米内学事振興課総括課長が申し上げたとおりであります。岩手県立大学におきましては、要は副知事経験者が新理事長になるということも踏まえまして、改めて国、地方公共団体の職員の給料でありますとか、他の一般独立行政法人等の役員報酬額等々の均衡、例えば他の公立大学の理事長の報酬額でありますとか、いわゆる複数の教員が就任しております岩手県立大学の理事兼副学長の給料とか、そういった部分、それから学長との給料、そういったものを比較検討いたしまして、報酬月額決定を行ったと聞いております。

○城内よしひこ委員 やめますけれども、あまりにもお手盛りです。岩手県立大学が創立して二十数年たって、今回も県費を入れていろいろメンテナンスをしているわけでありまして、その中でトップに立つ理事長がこういうことでは、ちょっと私は本当に疑問を抱かざるを得ません。これまでの方々だって一生懸命仕事をしてきたと思うのです。何か理事長を擁護するような体制というのは、あまりにもちょっといただけないと思っていますが、その辺はきちんと本人にも伝えてほしいのですが、どうですか。

○熊谷ふるさと振興部長 先般の常任委員会における城内よしひこ委員からお話のあった事項につきましては、理事長にしっかりとお伝えし、また学内、大学の業務を最優先でお願いしたいということは申し上げたところです。今回そういった御意見もあったことに

つきまして、これもお話ししてまいりたいと思います。

○城内よしひこ委員 本当にもうにも用意周到で、私も常任委員会で話ただけなのに、いろいろなところから大変な反響があつて、まるで投げたボールが地球を一周回ってきて、後ろから飛んでくるような不思議な体験をして、なかなかすばらしいと思っていました。その用意周到さには私も感服していますが、ぜひ管理する立場として、しっかりと学生を中心に、岩手県のためになる人材を育成しているわけですから、ぜひお願いしたいと思います。

○飯澤匡委員 1点だけ確認します。きょう新たに副知事職を経験した方を迎えるためにという説明がありましたが、では仮に今の千葉理事長が退任して、新しい部長格の方が就任したら給与額を下げるといふことですか。そういうことですね。

○熊谷ふるさと振興部長 今時点で断言はできませんけれども、就任する方の経歴等々、を考慮し、それから先ほど申し上げましたとおり、他大学との均衡、さまざまな観点で新しく役員になれる方の給与、給料は決定されていくものと思っております。

○飯澤匡委員 職責に対する給与といふのは、前職とは関係なくて、その職責に見合う給料、報酬を得るといふのが前提だと私は思います。なぜ前職のものを付度して入れなければならないか、これについて私は非常に疑問が残ります。その職責、まだ就任していないのに、なぜ報酬額が上がるかといふ、これは県民にとって理解できることでしょうか。普通だったら、就任してから、すごいね、すごい仕事を岩手県立大学のためにやっているなといふ、業績を上げたのであれば、私も0.5%くらいは理解するけれども、やる前から報酬額を上げるといふのは、これはなかなか理解できないと思うのです。あなた方の内部の感覚でやられては困るのです。我々も県民の代表だから、その点についてどう整理されているのか説明してください。整理されていないというなら、それでもいいです。

○熊谷ふるさと振興部長 先ほど来説明しておりますとおり、大学で給与、役員会議を踏まえて決定したところです。それに当たりましては、先ほど申し上げましたところを総合的に勘案して報酬額を決定したと聞いております。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。